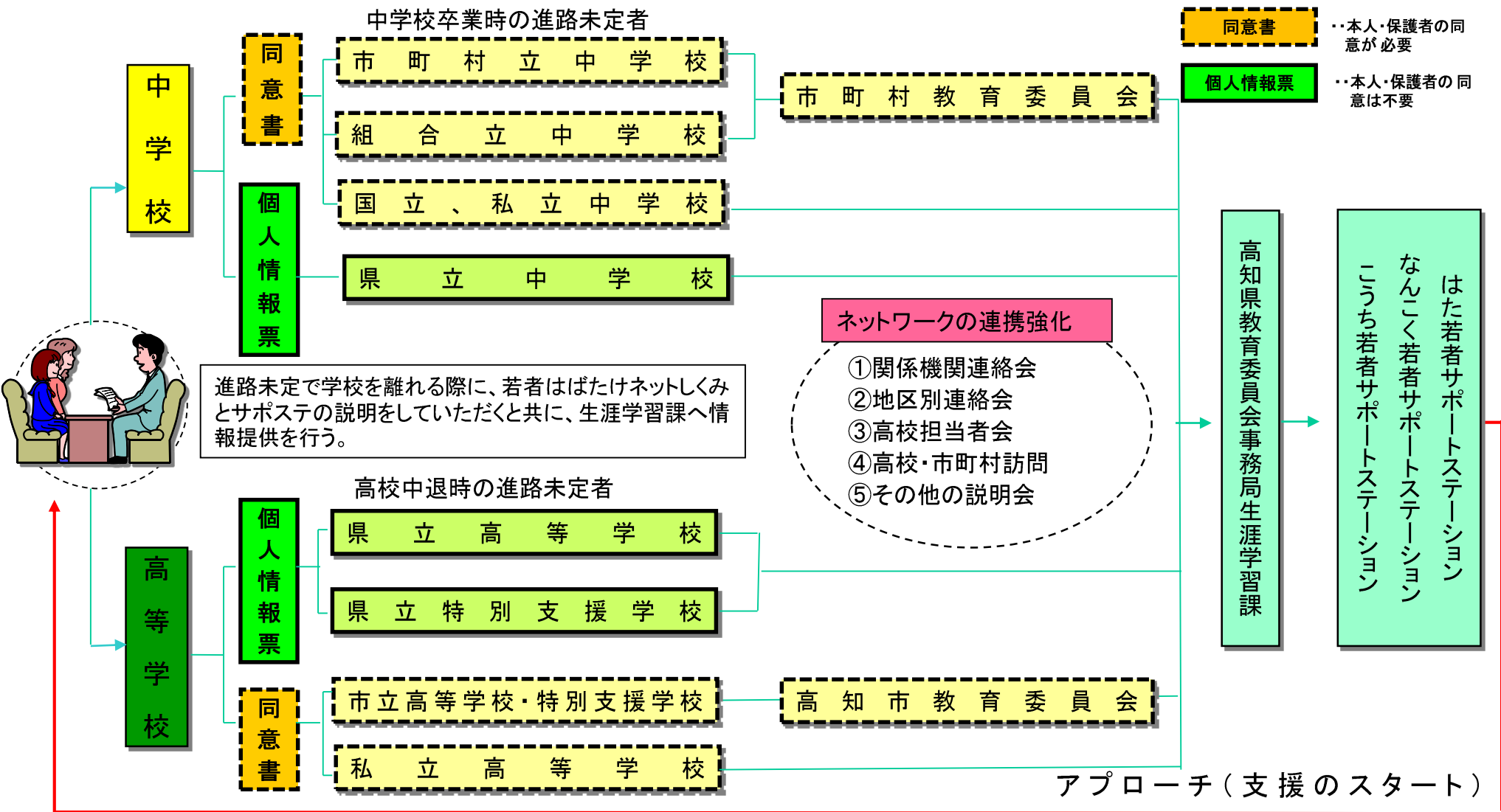


中学校卒業時及び高校中退時進路未定者の若者サポートステーションへの誘導 「若者はばたけネット」のしくみ



※「同意書」は、本人・保護者から学校に提出され、学校の所管を通じて県生涯学習課に提出される。（個人情報の保護）
 ※「個人情報票」は、本人・保護者の同意の有無にかかわらず、県生涯学習課に提出することができる。ただし、県立学校関係以外では、個人情報の提供についての整備が必要。平成22年から、県の個人情報保護制度委員会の答申により、本事業に係る県立学校の個人情報の収集と提供について、本人や保護者の同意が不要な例外的取扱いが可能となった。（個人情報保護の例外的取扱）